

## 令和 2 年度箕面市いじめ等調整委員会、箕面市いじめ重大事態

## 第三者調査委員会について

## 1 箕面市いじめ等調整委員会

## ・ 定例開催

1 学期 令和 2 年(2020 年) 8 月 26 日(水)

2 学期 令和 2 年(2020 年) 12 月 18 日(金)

3 学期 令和 3 年(2021 年) 3 月 16 日(火)

## ・ 臨時開催

1 回目 令和 2 年(2020 年) 10 月 16 日(金) 市内中学校 いじめ重大事態について

2 回目 令和 3 年(2021 年) 1 月 28 日(木) 市内小学校 いじめ重大事態について

3 回目 令和 3 年(2021 年) 2 月 25 日(木) 市内小学校 いじめ重大事態について

令和 2 年度に発生した市内小学校におけるいじめ重大事態 1 件については、教育委員会が主体となり調査を実施し、箕面市いじめ等調整委員会に諮問し、答申をいただいた。調査報告書を箕面市ホームページに公表している(資料 4-1 参照)。

## 2 箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会について

- ・ 2018 年(平成 30 年)10 月、箕面市内の中学校がいじめ事案を認知し、学校と教育委員会とで対応してきたが、2019 年(令和元年)11 月に被害生徒の保護者より、独立した第三者調査委員会を設置し、いじめの事実関係などの調査を行うよう要望があった。
- ・ 教育委員会は、当該いじめをいじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)に基づき、重大事態として調査が必要であると判断し、第三者調査委員会を設置した。
- ・ 令和 3 年(2021 年)6 月末日現在、第三者調査委員会を全 34 回実施し、まもなく調査報告書が答申される予定である。
- ・ 今後は、教育委員会への提言等を予定しており、それに伴い、箕面市いじめ防止基本方針の改正を行う。

【資料4-1】以下、公表している調査報告書  
市内小学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書(公表版)

## 1 調査の経緯

市内小学校当時5年生の女子児童(以下「当該児童」という。)が、いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)に定める「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」に該当すると考えられる事態になったことから、当該児童が訴える9件のいじめ行為について、法第28条第1項に基づき調査を行った。

## 2 調査主体及び組織

箕面市教育委員会事務局が事実関係の調査を実施し、その調査結果について「箕面市いじめ等調整委員会」に諮問し、その審議を経て、調査報告書をとりまとめた。

※「箕面市いじめ等調整委員会」

箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例(令和元年箕面市条例第二十九号)第五条に定める教育委員会の附属機関。法律、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識又は経験を有する者で構成。

## 3 調査結果

○当該児童が訴える以下の9件の行為についての事実関係等の調査を行った。

- ①持ち物について悪口を言われた行為
- ②LINE でブロックされた行為
- ③当該児童が戻ってきたことに対して、嫌なことを言われた行為
- ④片手で肩を押して、会話に入れないようにされた行為
- ⑤悪口を言って、クラスの人に話をしないように言われた行為
- ⑥一緒に帰ろうとしていた友だちを引き離された行為
- ⑦下校時に、当該児童を見て手を振るのをやめ、こそこそ何かを言われた行為
- ⑧当該児童の持ち物の紐がちぎれて落ちていた事象
- ⑨当該児童の持ち物がなくなった事象

○上記9件のうち、①、②、③について法第2条に定めるいじめ行為があったと認定し、④、⑤についてその一部につきいじめ行為があったと認定した。

## 4 本いじめ事案にかかる学校の取り組みの課題について

○初期対応について

- ・学校は、当該児童保護者からいじめの相談を受けたが、当該児童保護者から「事実確認などの直接の対応を望まない」との意向が示されたことから、いじめの実態確認や当該児童が安心して学校で過ごすための環境整備を行わなかった(なお、当該児童保護者は、当時、学校が対応することに不安があり、「対応を望まない」と学校に伝えた)。
- ・当該児童や保護者の不安な思いに十分寄り添いながら、学校はいじめ防止基本方針に沿った対応を行うべきであった。学校のその後の対応が誠実さに欠け、当該児童保護者は自分が相談した内容は一切、校内で共有されていないのではないかとさらに学校に対する不信感を持った。

### ○組織対応について

- ・学校はいじめの相談を受け、「校内いじめ対策委員会」を開催した。しかし、当該児童のクラスの状態の把握が不十分であったこと、当該児童保護者の上記発言の真意を汲み取ることができなかったことから、学校のいじめ防止基本方針に沿った、事実解明のための組織的方針を立てられず、調査に至らなかった。
- ・約4ヶ月後、当該児童保護者からの調査実施の申し出を受け、学校は調査を行ったが、調査方針を立てる際、「校内いじめ対策委員会」にSC(スクールカウンセラー)、SSW(スクールソーシャルワーカー)が不参加で、専門的見地や客観的判断が不十分であったことから、実態把握が不十分で、その後の適切な対応につながらなかった。

## 5 本いじめ事案にかかる教育委員会の取り組みの課題について

### ○学校支援体制について

- ・学校の初期対応や「校内いじめ対策委員会」の協議内容の把握ができていなかったことから、学校への指導助言が不十分であった。一定期間、指導主事を学校へ派遣するなど、学校のいじめ対応の支援を実施すべきであった。

### ○適切ないじめ対応を実施するための研修等の実施について

- ・学校がいじめ問題に対応できるよう、研修などを適切に実施できていなかった。今後は、より一層学校と連携を密にとり、「いじめ」について情報共有を行い、研修や事例検討等を通して、いじめ問題に対応できる力を向上させていかなければならない。

## 6 再発防止について(学校・教育委員会)

- ・教職員は、児童生徒にとって、最も信頼できる相談相手となることが求められる。つらい思いをする児童生徒を出さないためにも、全教職員がカウンセリングマインドをもって、学級経営、児童生徒への対応ができるよう、学校は、いじめの予防や対応について校内研修を定期的実施する。
- ・学校は、いじめ事案を認知した際、対応を望まない児童および保護者に対して、「いじめ防止対策推進法」「箕面市いじめ防止基本方針」に則り対応する旨を伝え、その時点でできる対応を提案し、実施していく。対応する際には、校内いじめ対策委員会にSC、SSWが早い段階から参加し、偏った判断にならないようにする。
- ・教育委員会は、管理職や教職員に対して、いじめの未然防止などの対策やいじめ防止対策推進法などについての研修を実施する。特に、生徒指導主事は、組織的な生徒指導の動きの要となる必要があることから、教育委員会は、研修を適切に実施する。